

令和5年第2回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和5年2月27日(月) 午前8時55分～10時55分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	池田	善之
	2番	蓑手	幹夫
	3番	樋ノ口	正信
	4番	川畑	千秋
	5番	西	美香
	6番	木場	由美子
	7番	野元	京子
	8番	古賀	久美子
	9番	西村	四男
	10番	外菌	健藏

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	藤園	宗男
串木野地区2	井手迫	正博
市来地区	永井	美治

出席職員 平川局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員 (11番 久木山 純広 委員 ・ 1番 池田 善之 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(1件)について

日程第2 報告議案第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理区分(4件)について

日程第3 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(1件)について

日程第4 議案第10号 農地の形質変更届出(1件)について

日程第5 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(3件)について

日程第6 議案第12号 非農地証明願(1件)について

日程第7 議案第13号 農用地利用集積計画案(1件)について(新規1件)

日程第8 議案第14号 農用地利用集積計画案(一括方式)について(新規3件)

日程第9 議案第15号 農用地利用配分計画書(耕作者変更機構貸出)について(4件)

日程第10 議案第16号 耕作放棄地に係る非農地判断について

## 会議の概要

局長 皆様、おはようございます。まず始めに、会次第の曜日が間違っておりましたので、訂正をお願いいたします。令和5年2月27日(月)に訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。ただ今から、令和5年第2回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。会長よりごあいさつをいただきます。

会長 (あいさつ)

局長 ありがとうございます。それでは、令和5年第2回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は会長が行うことになっております。会長よろしくをお願いいたします。

議長 それでは会議規則に基づき、私の方で議長を務めさせていただきます。まず、事務局より本日の農業委員の出席状況について報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員12名全員出席で、過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とも、出席されていることを報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。

議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、恒例により私の方で指名させてもらってよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 ありがとうございます。それでは本日の議事録署名委員につきましては、11番 久木山純広 委員、1番 池田善之 委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。それでは早速議事に入ります。

日程第1報告議案第4号農地法第18条第6項の規定による合意解

約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

1 ページをお願いします。日程第1 報告議案第4 号農地法第18 条第6 項の規定による合意解約通知についてです。借人は昨年12 月に会社を譲渡して名称変更している解除条件付法人です。今後中間管理事業を活用した契約を、新たな会社〇〇で行うための解約です。〇〇の現在の契約状況についてお知らせいたします。旧〇〇の利用権設定を合意解約して、中間管理事業での契約へ変更する分が、今回の1 件1 筆1,180 m<sup>2</sup>です。令和11 年5 月まで利用権設定をしている分が、8 件9 筆5,309 m<sup>2</sup>です。現在は相対での賃貸借で、今後中間管理事業での契約を結ぶ予定の分が5 件5 筆913 m<sup>2</sup>です。現在中間管理事業での契約をしている分が、15 件16 筆7,855 m<sup>2</sup>です。今後名称変更の手続きを進めていく予定です。よろしくをお願いいたします。

議長

ただ今事務局の説明がありました。口頭で、全体のイメージが分かりにくいんですが、〇〇が経営を止めて、後に別の会社が入るということで、協議が整っているということでございます。その中で、中間管理事業に乗り換える分が今回1 件あるということで、説明があったところです。もう1 回他の部分を説明してください。ここに書いてあればよかったんですが、口頭ではなかなかわかりにくいですよ。もう1 回他の部分を言ってください。

棚町主査

利用権設定を合意解約して中間管理事業での契約へ変更する分が、今回の1 件1 筆1,180 m<sup>2</sup>です。令和11 年5 月まで利用権設定をして契約が残っている分が、8 件9 筆5,309 m<sup>2</sup>です。現在は相対での賃貸借で、今後中間管理事業での契約を結ぶ予定の分が、5 件5 筆913 m<sup>2</sup>です。現在中間管理事業での契約をしている分が、15 件16 筆7,855 m<sup>2</sup>です。

議長

合計するといくらですか。

棚町主査

合計すると26 件14,344 m<sup>2</sup>です。

議長

本日の議案に上がっている1 筆1,180 m<sup>2</sup>の他、今説明がありました、利用権設定で契約がまだ継続しているもの、この継続しているものについては、名称変更ですか。

棚町主査

はい、中間管理事業の方が名称変更を行うということでしたので、利用権設定も名称変更の手続きをしていきたいと考えております。

議長 契約そのものは変えずに、ただ借り手の名称を変えていくということですか。

棚町主査 はい、中間管理事業の方は軽微な変更ということで、名称の変更でいいそうです。

議長 そして、相対でこれまで借りていた分の5件5筆については、今後中間管理事業で貸し借りの手続きをしていくということですか。現在中間管理事業で借りている分の15件16筆7,855㎡については、耕作者変更ということですか。

棚町主査 耕作者変更ではなくて、名称の変更です。

議長 借り手の名称の変更ですね。合わせて26件14,344㎡ということですが、今まで〇〇が借りていたんですね。

棚町主査 すみません、私が先程申し上げたのは、契約がある分だけでした。相対の分を含めましたら、29件31筆15,257㎡になります。

議長 15,257㎡が全体の面積ということで、今回はその分のうち1件1筆1,180㎡を基盤強化法から合意解約をして、今後中間管理事業に乗り換えていくといった議案でございます。皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。

西委員 いいですか。

議長 はい、どうぞ。

西委員 名称変更ということですが、全く関係無い会社になるんですか。関連会社になるんですか。

棚町主査 よろしいですか。

議長 はい、どうぞ。

棚町主査 〇〇から〇〇へ、会社の名前は全く違うんですが、経営を丸ごと引き継いだということで、法人の番号も変わりませんで、会社の名前が変わっただけです。

西委員 栽培品目の変更はないんですか。

棚町主査 はい、栽培品目はミニトマトです。

議長 会社の名称の変更ということですが、経営者自体は変わるんでしょう。

棚町主査 経営者は変わっています。

議長 全然、〇〇とは全く関係の無い会社ですか。

棚町主査 はい。法人の番号も全く変わらずに、〇〇が〇〇へ名称が変わる手続きがされています。経営陣も、入れ替わっているんですけども、同じ会社の名称変更になっています。

議長 名称変更というけれど、実質全く違った会社に譲渡するという理解でいいですか。

棚町主査 そうです。譲渡ですね。

議長 名称変更という言葉を使っていますけれども、全く別の会社に施設を譲渡するという事、そして土地については借り換えの手続きをしていくということでございます。今回はそのための合意解約が1筆ということでございます。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 特にないようでございますのでお諮りします。日程第1報告議案第4号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知1件については、通知のあったとおり受理することをご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第1報告議案第4号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、通知のあったとおり受理することで決定をいたします。

次に進みます。日程第2報告議案第5号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・農地中間管理法分についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査 2ページをお願いします。日程第2報告議案第5号農地法第18条

第6項の規定による合意解約通知・中間管理法分は4件7筆 2,674 m<sup>2</sup>です。後程 17 ページの日程第9議案第15号農用地利用配分計画書にてご審議いただきますが、新たな耕作者と変更契約を行うための、借人と中間管理機構の間の合意解約です。新たな借人がこの隣接地も耕作しているため作業効率が良くなるので、変更をすることになったそうです。貸人から中間管理機構への貸出しについての変更はありません。よろしくお願いいたします。

議長

ただ今説明がありました。後程耕作者変更の議案が出てくるということで、そのための合意解約通知です。4件7筆 2,674 m<sup>2</sup>で、〇〇が借りていた所を、今後は〇〇に変更するための合意解約です。何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長

特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第2報告議案第5号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・農地中間管理法分7筆 2,674 m<sup>2</sup>については、通知のあったとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第2報告議案第5号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・農地中間管理法分につきましては、通知のあったとおり受理することと決定いたします。

続きまして、日程第3議案第9号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は1件で、先月の総会審議で、市の農政課等関係機関との協議調整が不十分ということで、保留となった分です。次の日程第4議案第10号農地の形質変更届出についてと関連がありますので、前回と同様両案件を一括して審議したいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長

異議なしということでございますので、そのように取扱いさせていただきます。それでは、日程第3議案第9号と、日程第4議案第10号について事務局の説明をお願いします。

棚町主査

日程第3議案第9号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は1件です。3ページをご覧ください。No.1に

ついでご説明いたします。先月の総会で保留になっている申請です。譲受人が譲渡人の所有する農地を、売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられます。現在は田になっておりますが、農地取得後は形質変更を行い、野菜の栽培を計画しています。5ページの日程第4議案第10号農地の形質変更届出も関連がありますので、合わせてご審議いただきます。調査は【正】を久木山委員、【副】を外菌委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 続いて日程第4議案第10号農地の形質変更届出について、事務局の説明をお願いします。

松原主査 日程第4議案第10号農地の形質変更届出についてであります。5ページをお開きください。先月保留となりました申請で、今回も3条申請No.1と同時の申請になっております。3条で申請のある大里〇〇田198㎡と、大里〇〇田570㎡の土地について、遊休農地の活用として、盛土後畑にして露地野菜等を植えたいという届出であります。市道側については、都市建設課土木係と打合せをされまして、家の建築とかになるとしっかり測量を入れてもらわないといけないが、農地として使用する分は特に問題は無いとのこと。農道側については農政課が本人立会いのもと、現地にて打合せを行い、農道の法面から水平に土を入れ、雨水対策として現在ある排水溝をその高さに設置し直し、その排水溝から土羽で対応する形になるとのことです。調査は【正】を久木山委員、【副】を外菌委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 それでは議案第9号と議案第10号について、合わせて現地調査の報告をお願いします。

久木山委員 11番久木山です。議案第9号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1についての説明をさせていただきます。令和5年2月21日（火）午前8時半より、外菌委員、事務局と3名にて調査をしました。申請地については3から4ページを参照してください。この案件については、前回の総会で保留になった案件で、今回再調査の議案です。譲受人が譲渡人より売買で購入する計画であります。距離については、自宅から徒歩で5分、距離で800mの場所です。譲受人は農機具もトラクターを含めて全部揃っていて、構成員は2人ということで、何も問題はないと思います。

農地の形質変更届出についてですが、農地法第3条で購入した土地を、現状では湿田で耕作できないため埋立てをして、露地野菜を栽培

したいための形質変更届出です。申請地については5と6ページを参照してください。〇〇、〇〇、〇〇は、約3.8から4mの農道です。埋立て申請は〇〇、〇〇の土地で、東側市道と同じ1.5から1.6mの高さに埋立てをする計画であります。事前に都市建設課土木係、農政課職員と現地確認をして打合せ済みです。農道の方は法面まで埋立て、その後角度については普通の農地の埋立ての角度で対応することです。土砂の流失がないように斜めに土羽を計画しています。〇〇の隣接休耕地についても、排水対策をするということで排水溝を設置します。調査したところ何も問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長                    ありがとうございます。ただ今農地法第3条の許可申請の分と、形質変更届出の分を合わせて説明がありました。関係課の方とも協議が整っているということでございます。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

樋ノ口委員            いいですか。

議長                    はい、どうぞ。

樋ノ口委員            農政課、都市建設課土木係と話し合いがついているということですが、どういう話し合いがついているんですか。ここに資料が無いものですか。再度の協議ですから、こういう理由で了解しましたという資料があって調査になったと思うんですが、どういう話し合いがついたんですか。

議長                    事務局の方で回答しますか。

松原主査                内容としましては、都市建設課土木係にも聞いたんですけれども、農地として使用する分には、埋立てでも都市建設課としては問題無いという形でしか聞いてはいない所です。農政課の方に関しましては、農道の法面の所まで埋立てをしていいという形で、そこから現在ある排水溝をそのまま上に設置し直して、そこから土羽になりますけど、土羽の角度については特に指導はしていないということですが、重機を入れて実施する形になるので、作業をするにあたって崩れないような角度になっていきますというような回答をいただきました。

樋ノ口委員            もう一回いいですか。



議長                   はい、どうぞ。

樋ノ口委員           市の農道を利用すると聞いているんですが、何センチ位利用するんですか。境はまだ内側なんですよ。農道を利用すると聞いているんですが、どの位利用する許可が出ているのか。

久木山委員           （スクリーンを指して）赤の線が下の方の法面で、ここを埋めていいということで、それからこの境界線から斜めに土羽を打つということです。ここの上に排水溝を作るということなんです。

樋ノ口委員           というのはですね、そこを水利組合も下の方に田んぼの取り口があるんですよ。環境保全もかかっているんですよ。それと、集落の草払いとかもかかっているものだから慎重にしないと、これは市の土手だからと言われると。

久木山委員           （スクリーンを指して）譲受人の方が、上までは埋めてきれいに管理をするということですので。3.8 から4 m位、この広い所で4 mを超えているんですが、何も問題は無いと思いますので。流れることもないし。これをどうのこうの言い始めたら、形質変更をすれば、都市建設課や農政課は全部対応しないといけなくなります。

樋ノ口委員           了解を得て坂まで埋め立てますよとなった場合に、土手が約 80 cm高くなります。草払いをしてくださいとか、土手と土砂の流出がないようお願いしたいと思ったものですから。

久木山委員           （スクリーンを指して）この高さの所に側溝が入りますから、こちらにも排水溝をしますので、問題は無いと思います。

樋ノ口委員           側溝は無いですよ。

久木山委員           （スクリーンを指して）ここの下に排水口があるんですよ、それがこの上の、斜めに上がったここに持ってくるという格好になります。下はそのまま埋め立てます。隣も名義変更とかの関係で取得が難しいそうですので、こここの2ヶ所を埋めたいということです。

樋ノ口委員           そこは、親戚の所だから問題は無いと思います。

久木山委員           埋立てるんだったら、実際隣まで埋め立てた方がいいんですよ。

樋ノ口委員           そうです、そこは前に使っていたんですよ。狭いということだし

た。

久木山委員 (スクリーンを指して) ここが用水路で、ここに生活排水の側溝があります。別々になっておりますので。今回、都市建設課も農政課の方も立会いをしておりますので。

樋ノ口委員 立会いをした時に、どの位農政課が使っていいということになったのかということと、境界から上げるんだなという話を聞きましたので、そういうのをきちんとしてもらいたいなど、できれば三者同じ資料を保管してですね、この議案にも資料が付いているのかなと思った所です。こういう風に都市建設課と農政課は了解しておりますということで。

井手迫推進委員 今のことで参考意見です。

議長 はい、どうぞ。

井手迫推進委員 備考欄に、平面図、断面図とありますから、ここに正確な計画図を書いて、それを示して審議したら、今のようなことは出なくなります。側溝を入れるんだなとかわかると思うんです。そういうのも必要かなと、提出させるようにした方がいいかなと思います。断面図はどういう断面図なのか、計画断面図なのか、そういうのを含めてですね。

議長 事務局、今までの議案に断面図とか平面図とか議案には載せていないんですけど、今後は今出た質問のように口頭での説明ではなかなかわかりにくいから、疑問点があるような議案については、図面まで議案書に付けるということが出来ますか。今後、この案件だけではなくて。

井手迫推進委員 申請者は出すべきなんです。当然色々変えますからこういう計画ですと、よろしく願いますということがあったんですか。

松原主査 ありました。

川畑委員 申請書には付いている訳でしょう。

松原主査 調査委員の方にはお渡ししてありました。

川畑委員 それが付いているなら、それで審議をすれば別に問題は無いです。

樋ノ口委員           ただ、そういう申請があるけど、農道利用もいいと聞いたものだから聞いたんです。

議長                   他にご質疑ございませんか。先程も言いましたように、現地調査をした委員の方は、図面や現地を見ているからわかり易いんですが、他の委員の方は現地も見えていないし、位置図だけではよくわかりませんので、今後は疑念があるようなものについては、断面図等を付けるように、事務局の方にはお願いしておきたいと思います。他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長                   それでは、特にないようでございますので、一括してお諮りします。日程第3議案第9号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、及び日程第4議案第10号農地の形質変更届出については、両議案とも申請のあったとおり許可並びに承認することでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長                   異議なしということでございますので、日程第3議案第9号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、申請のとおり許可することと決定をし、日程第4議案第10号農地の形質変更届出については、届のあったとおり承認をすることと決定いたしました。

次に進みます。日程第5議案第11号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は3件ですので、3件全てについて事務局の説明及び現地調査の報告終了後、質疑に入ります。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

松原主査           日程第5議案第11号農地法第5条第1項の規定による許可申請3件についてであります。7ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。譲受人は現在借家住まいで、祖母より申請地を無償で譲り受け、住宅を新築したいための申請であります。分筆してある〇〇は道路敷きとなっているため、市に寄付予定とのこと。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を野元委員、【副】を西委員にお願いしてあります。よろしくをお願いいたします。

議長                   それでは、現地調査の報告をお願いします。

野元委員

7番野元です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について、2月21日(火)午前9時より、代理人の行政書士立会いのもと、西委員と調査をいたしましたのでご報告いたします。資料の7ページ、8ページをご覧ください。転用の目的は、現在借家住まいのため祖母より申請地を無償で譲り受けて、住宅を建築したいためです。申請地は第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地です。申請地の東側は道路、西側と北側は宅地、南側は畑です。被害防除計画は、申請地は現状のまま利用する計画で、南側に畑がありますが、畑の周囲はブロックで囲まれており、特に影響はないと思われます。用・排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は水路放流、汚水生活雑排水は合併浄化槽で処理する計画です。資金調達計画は、金融機関からの融資で、許可後着工の予定です。融資証明書他添付書類につきましては、5条申請の備考欄に記載してあります。特に問題はないと思われますが、皆様のご審議をよろしく願ひいたします。

議長

ありがとうございます。それではNo.2について、事務局の説明を願ひします。

松原主査

No.2についてご説明いたします。9ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいであるため、持分1/2ずつで申請地を買い受けて、住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を川畑委員、【副】を池田委員に願ひしてあります。よろしく願ひします。

議長

それでは現地調査の報告を願ひします。

川畑委員

4番川畑です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2について、調査報告をいたします。2月23日(木)午後1時より、申請人立会いのもと、池田委員と私で調査をいたしました。事務局から説明もありましたが、申請人は現在借家住まいで申請地を譲り受けて、自宅を建築したいとのことです。場所等につきましては、資料の9ページから10ページを参照してください。農地区分は第3種農地で第1種中高層住居専用地域です。申請地周囲の状況は、東側と北側は道路、西側と南側は宅地です。周囲に農地はございません。造成工事は、東側道路面を入口とするため、道路を基準とし掘削します。北側と西側は現在ある土留めブロックを取り壊し、新たに土留めブロックを積み、土砂流出を防止する計画です。用・排水につきましては、用水は公共上水道、雨水は溜枡を設置し、東側と北側の道路側溝に排水、生活雑排水は合併浄化槽で処理後北側道路側溝へ排水する計画です。住

宅は平屋造りです。資金は銀行融資で、許可後5月着工、10月完成の予定です。提出書類につきましては、資料の備考欄を参照してください。私どもの調査では、何ら問題はないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。それではNo.3について、事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.3についてご説明いたします。11ページをお開きください。譲受人は申請地を買い受けて、子どもが住宅を建築するため宅地造成を行うための申請であります。スケジュール的には、これからハウスメーカーを決めて、1年以内には建築する予定とのことです。第3種農地で第1種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を古賀委員、【副】を木場委員をお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

8番古賀です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3について、2月22日(水)午前9時30分より、代理人の行政書士立会いのもと、木場委員と調査をいたしましたので報告いたします。資料の11ページ、12ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種住居地域内にある農地です。転用目的は、子どもの住宅を建築する宅地造成をしたいためです。申請地は住まいから近いので選定したそうです。申請地の東側と北側は道路、南側と西側は宅地です。被害防除計画書の造成計画は、最高0.5mの切土を行います。これに伴う被害防除策として、擁壁を設けます。なお、周辺に農地はないため、被害を及ぼす恐れはありません。用・排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は水路放流、汚水処理・生活雑排水は下水道へととなっております。資金調達計画は自己資金で、4月から5月頃まで造成の予定です。残高証明書他5条申請の備考欄に記載してあります書類等添付されており、何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。以上3件について事務局の説明及び現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず7ページ、8ページのNo.1にいて、何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。ちょっと私の方からよろしいですか。先程現地調査の報告で、申請地の北側は宅地ということで説明があったんですが、この図面を見ると〇〇が畑ということで、その間に畑があるよう

なんですが、これは今どんな状況ですか。耕作されているんですか。

(スクリーンを指して)

野元委員           あの奥に少し見えている、一番右側の所の〇〇の入口から畑になっています。耕作に関しては、手前は耕作があまりされていないですが、奥の方は耕作されています。〇〇の入口という感じです。

議長                その辺りが北側になるわけですよね。〇〇が申請地の北側になるから、住宅を建てた時に、日照とかの問題は特にないでしょうか。

野元委員           同じ持ち主です。

議長                同じ持ち主ですか。

野元委員           今は作っていらっしゃる感じでした。先々はどうされるのか、お孫さんが帰って来られてどうするのかはわかりません。

議長                わかりました。申請者と同じ人が、上の畑を耕作しているということですね。

松原主査           すみません、元々〇〇は、〇〇だったもので、今回申請に合わせて分筆された所です。

議長                わかりました。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長                それでは、9ページ、10ページのNo.2について、何かご質疑ございませんでしょうか。お尋ねしますが、先程汚水・生活雑排水は合併浄化槽ということだったんですけど、この近辺は公共下水道が通っているんじゃないですか。

川畑委員           ここは、ぎりぎりですね。境界付近ですね。

議長                わかりました。小学校の左側の日出町の辺りは、公共下水道ですね。了解しました。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。11 ページ、12 ページのNo.3 について、何かご質疑ございませんでしょうか。すみません、私から質問させていただきます。申請人は、子どもさんのお父さんにあたるわけですが、子どもさん本人はどこに住んでいらっしゃるんですか。

松原主査 この近くのアパートを借りていらっしゃるそうです。

議長 貸家に入っているということですね。

松原主査 はい。

議長 わかりました。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございますので、一括してお諮りします。日程第5 議案第 11 号農地法第5 条第 1 項の規定による許可申請、No.1 からNo.3 については、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第5 議案第 11 号農地法第5 条第 1 項の規定による許可申請No.1 からNo.3 の3 件については、いずれも申請のとおり許可することで決定をいたしました。

次に進みます。日程第6 議案第 12 号非農地証明願についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

松原主査 日程第6 議案第 12 号非農地証明願 1 件についてであります。13 ページをお開きください。No.1 について説明いたします。昨年度まで保全管理となっていました。今年度の調査の際に間違えまして、A の緑となったため、農地利用意向調査を行なったところ連絡があり、平成 10 年に自宅を新築した際、隣地に亡くなった父が駐車場として造成し、現在に至っている状況であります。第3 種農地で第 1 種低層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を樋ノ口委員、【副】を西村委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員 3番樋ノ口です。日程第6議案第12号非農地証明願1件について報告をします。2月21日午後1時から西村委員と現地を見てきました。13ページ、14ページをお開きください。申請人は平成10年に自宅を新築した際に、隣地に亡くなった父が駐車場として造成し、現在に至っている農地です。第3種農地で第1種低層住居専用地域です。現在は道路側の方から砂利を入れて駐車場にして、奥の方は物置小屋を建てて、現在は住宅と同様の利用をされていました。農地として利用は難しいと考えました。皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。ただ今事務局の説明と、現地調査の報告がありました。西村委員は何かご意見はないですか。

西村委員 去年の7月、8月の農地の利用状況調査で、手前に草が結構生えていて、遠くから見てA分類の緑にした経緯があるんですけど、私の間違いだと思います。現地調査では、砂利を敷いて車を止めているようでした。

久木山委員 議長、いいですか。

議長 はい、どうぞ。

久木山委員 何で平成10年に自宅を建築して駐車場にしていたのに、今まで違反転用にならなかったのかなと不審に思います。誰も農業委員が違反と見ていなかったのかなと。

外菌委員 非農地証明願が出る前に、まずは違反転用という形で出てきて、それから非農地証明願になるならわかるんですけど、通常は耕作放棄になって、非農地という形になればいいんですけど、これはあくまでも人間が農地に手を加えたもので、本来なら違反転用という形をとって、非農地証明願を出すという流れに持って行くのが正なんだろうと思うんですけど。今後出てくるものについての判断が、例えば私が去年だったと思いますが、見に行ってみればセメントをしてあったから違反転用だよと、その時もこれと同じ状況で出てきて、問題は無いということになっていたと思うんですよ。その展開というのはわからなくて今なんでだろうと思ったところです。判断が、見間違いというのは当然あるんだから、それはそれで構わないと思うんですよ。ただ、今後判断する順番としてはどうなのかなと思ったところです。

議長 それは、外菌委員がおっしゃったような理論じゃないと、非農地証明について証明は発行できないと思うんですが、西村委員の説明で、



若干見間違った所があったということで、A分類の緑という判断をしたということで、遊休農地の意向調査がかかったということなんです。それに対して、地権者から駐車場に使っておりましたという申請が上がってきたという経緯ですので、利用状況調査で場所を見間違えたということではないのかなという判断をしております。

外菌委員 順番としてはどうなのかなと思っています。

議長 順番としては、今外菌委員がおっしゃったような流れが当たり前だと思います。結果として、元の農地に戻すということは不可能ということで、年数も20年以上経っているということですので、非農地証明でしか扱えないのかなと思います。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございますので、お諮りいたします。日程第6議案第12号非農地証明願については、申請のあったとおり非農地証明を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第6議案第12号非農地証明願については、申請のあったとおり非農地証明を発出することで決定いたしました。

次に進みます。日程第7議案第13号農用地利用集積計画書案についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査 15ページをお願いします。日程第7議案第13号2月分の農用地利用集積計画書案は、1件1筆1,465㎡で、新規の申請です。所有者は知り合いで、貸借契約を簡単に済ませたいための利用権設定です。借人の〇〇さんは、この他に使用貸借契約している農地は、昨年6月に議案で利用権設定が出された畑1筆1,334㎡、田2筆1,822㎡があります。よろしくをお願いします。

議長 今回は1件です。〇〇さん、令和4年度の認定新規就農者です。今どんどん農地を集積していく段階にある方です。何かご質疑ございませんか。ご存じの方は教えてください。〇〇さんは、今どんな作物を栽培していらっしゃるんですか。

外菌委員 水稻と野菜です。かぼちゃや、夏には茄子とかピーマンとか作って

います。田んぼもかなり作っていらっしゃいます。

養手委員

お父さんが 80 歳を超えていて、急に稼働力がなくなって、中止になったお父さんの分の田んぼを作る、そして田んぼの裏作で野菜を作るという形で、田んぼを利用していらっしゃる。畑地が第一団地の方にありますから、そちらの方でハウスをしたりして、お父さんの分を承継して作っている状況です。

議長

ありがとうございます。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

それでは特にないようすでお諮りします。日程第 7 議案第 13 号農用地利用集積計画書案今回は 1 筆 1,465 m<sup>2</sup>ですが、15 ページに掲載の計画書のとおり決定することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第 7 議案第 13 号農用地利用集積計画書案今回は 1 件ですが、報告のあったとおりの内容で決定をいたしました。

次に進みます。日程第 8 議案第 14 号農用地利用集積計画書案（一括方式）についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

16 ページをお願いします。日程第 8 議案第 14 号 2 月 28 日開始の農用地利用集積計画書案一括方式は、新規で 3 件 6 筆 8,291 m<sup>2</sup>です。全て新規の契約です。借人は、12 月の総会でも紹介いたしました解除条件付き法人です。借入地で飼料作物を耕作していくそうです。1 番は川上の才野ヶ原地区、2 番は大里の宇都地区、3 番は生福の芋ノ原地区です。よろしく願いいたします。

議長

ただ今事務局から一括方式についての説明がございました。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。いずれも農業委員と推進委員の方で中に入って、利用権の設定に結び付けた案件でございます。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようすでお諮りします。日程第 8 議案第 14 号

農用地利用集積計画書案（一括方式）につきましては、16 ページに記載のある3件6筆 8,291 m<sup>2</sup>については、報告のあったとおりの内容で決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということですので、日程第8議案第14号農用地利用集積計画書案（一括方式）につきましては、16 ページに記載の内容で決定をいたしました。

次に進みます。日程第9議案第15号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書（耕作者変更機構貸出分）についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

17 ページをお願いします。日程第9議案第15号2月28日開始分の農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書は、耕作者変更機構貸出分で、新規で4件7筆 2,674 m<sup>2</sup>です。全て新規の契約です。先程2ページの日程第2報告議案第5号の合意解約通知にてご審議いただきました農地です。借人の方は借入地は耕作しておられます。今回の申請地の近辺も耕作しています。当初の契約内容を変更せず、耕作者の変更のみを行う場合に用いられる契約です。契約期間が中途半端な期間設定になっておりますが、中間管理機構の都合で当初の契約日からの終期をそろえるため、残存期間で再契約を結ぶものです。よろしくをお願いします。

議長

ただ今事務局から説明がありました。日程第2報告議案第5号で審議していただきました、合意解約通知に係る分です。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。すみません、私から質問をさせていただきます。賃借権となっておりますが、賃借料は年間いくらでしょうか。

棚町主査

はい、よろしいですか。

議長

はい、どうぞ。

棚町主査

いずれも賃借料は年間反当たり 8,000 円になっております。

議長

ありがとうございます。他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 特にないようでございますので諮りします。日程第9議案第15号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書（耕作者変更機構貸出分）については、17ページ掲載の内容で決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということでございますので、日程第9議案第15号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書（耕作者変更機構貸出分）については、17ページ掲載の内容で決定をいたしました。

次に進みます。日程第10議案第16号耕作放棄地に係る非農地判断についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

松原主査 日程第10議案第16号耕作放棄地に係る非農地判断についてであります。18ページをお開きください。前回11月に利用状況調査により、非農地判断の決定を行っていただいたところですが、今回〇〇より農地7筆について問い合わせがあり、蓑手委員と外菌委員に現地確認をしていただきました。過去に風力発電の送電線の電柱で一部転用があったことにより、色付けが漏れていた状況です。現況は山林となっていましたので、非農地判断の決定を本日の総会で行っていただきたいと思っております。5名で7筆7,643㎡であります。総会で非農地判断された場合は、7筆全て通知を発送する予定としております。以上で終わります。

議長 ありがとうございます。利用状況調査の地図では、転用済みとなっていたということで、色塗りが別な色であったということで、調査対象になっていなかったということのようでございます。現地調査をされた方は、何かご意見はございますか。現状について、非農地と判断をしても差し支えないでしょうか。

蓑手委員 ほぼ山林化しておりました。農地の形跡は見られないと判断したところです。

久木山委員 議長、いいでしょうか。

議長 はい、どうぞ。

久木山委員 いつ転用をしたのか、期日はわかりませんか。

松原主査 平成22年頃だったと思います。

久木山委員 平成 22 年ですか。

議長 一部風力発電施設の敷地ということで、転用がかかっているんですが、大部分はもう山林化しているということで、今回非農地判断をするということでございます。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それではお諮りします。日程第 10 議案第 16 号耕作放棄地に係る非農地判断について、今回 7 筆 7,643 m<sup>2</sup>のうち 749 m<sup>2</sup>は転用がかかっておりますので、それを除いた面積については非農地判断をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第 10 議案第 16 号耕作放棄地に係る非農地判断については、18 ページ掲載の 7 筆 7,643 m<sup>2</sup>については、今回非農地として判断をしたということで決定をいたしました。

以上で、議案の審議は終わりました。

議事録署名委員

• \_\_\_\_\_

• \_\_\_\_\_

